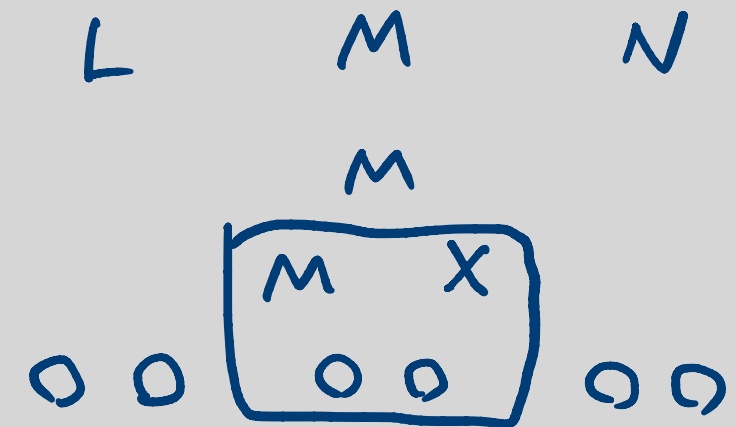


アフターマーケット

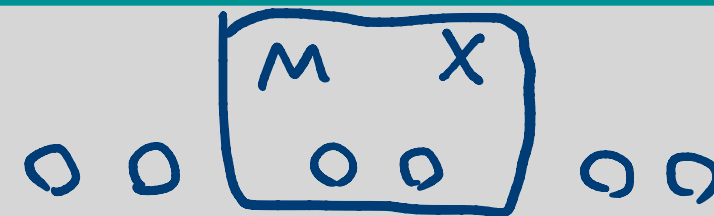
- * 9k195-196
- * 最近の新たな事例



- * アフターマーケット = 消耗品をめぐる競争問題
 - * 基軸品
 - ▶ 当初に購入する比較的高価な商品役務
 - * 消耗品
 - ▶ 基軸品の使用中に必要なとなる商品役務

L M N
M

* 米国でKodak事件



* Eastman Kodak Co. v. Image Technical Services, Inc., 504 U.S. 451 (1992)

* 日本で東芝昇降機サービス事件

* 大阪地判H2-7-30昭和60年（ワ）第2665号

* 大阪高判H5-7-30平成2年（ネ）第1660号

* 甲事件（需要者）・乙事件（消耗品競争者）

* 部品と取替調整工事 部品と普段の保守

* 一般指定10項と一般指定14項（当時15項）

- * 公取委の排除措置命令の事件
 - * 平成14年（勧）第7号（三菱電機）
 - * 平成16年（勧）第1号（東急パーキングS）
- * 公取委の審査打切り・ミニガイドライン
 - * 平成16年10月21日（キヤノン）
- * 民事裁判
 - * 水面下には多数ありそうである
 - * ハイン対日立BS（H23新潟地判・東京高判）

* 中間品が登場する類型

- * 独立系の消耗品を使用しているユーザにおいて、中間品が必要となった。中間品はメーカー系のみが販売。

* 中間品が必ずしも登場しない類型

- * 基軸品が、独立系の消耗品の使用を難しくする設計等となっている。
 - ▶ プリンタの事件はこちらが多い。

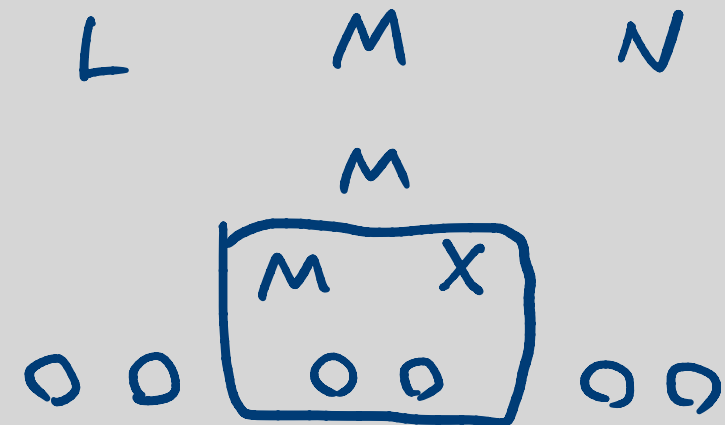
6

行為要件が争点となった事例

* ハイン対日立ビルシステム

* ユーザ（院長）は、

- ▶ 消耗品（普段の保守）をメーカー系に切り替えれば中間品（部品）を早期に入手できると教示されたのか
- ▶ 事故の発生によって独立系の消耗品に否定的な印象を持ったのか



市場画定・排除効果

* いずれが検討対象市場か

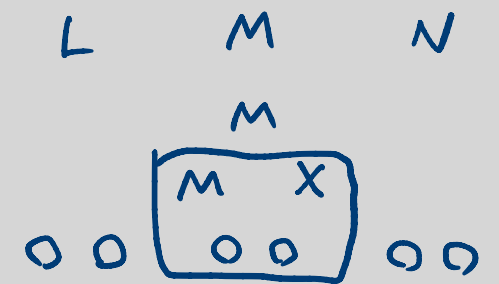
- * 「そのブランドの基軸品用の消耗品」か

- * 「基軸品と将来の消耗品の全て」か

* 議論のポイント

- * 需要者は基軸品の購入時に全て見通せるか

- * 基軸品購入後・使用中、消耗品が高いために、他の基軸品に乗り換えることは可能か



- * 東芝昇降機サービス事件
 - * 大阪地判H2
 - * 大阪高判H5
- * H16キヤノン公取委公表文・ミニガイドライン

* 東芝昇降機サービス乙事件

- * 原告独立系保守業者は、普段の保守の仕事を失ったことについて損害賠償請求（当時は独禁法24条なし）
- * 原告は、部品とその取替調整工事の抱き合わせ、と立論
- * 大阪高判
 - ▶ 取替調整工事の抱き合わせは関係がない
 - ▶ 普段の保守について一般指定14項（15）

R3 ブラザー工業東京地判

* 東京地判令和3年9月30日・令和元年（ワ）第35167号（裁判所サイト）

* プリンタとトナーカートリッジ

* 中間品が出てこない事案

* 判決：基軸品と消耗品の抱き合わせ

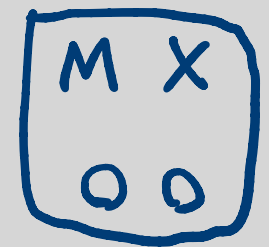
* 基軸品に力があるか否かの認定なし

* 設計変更後3か月で独立系は対応消耗品発売

* ブラザー工業：控訴せず

* 白石 ジュリスト1568

L M N



- * 東京地判令和2年7月22日・平成29年（ワ）第40337号（裁判所サイト）
 - * プリンタとトナーカートリッジ
 - * プリンタメーカーが独立系消耗品について特許法上の請求
 - * 判決：独禁法違反であり特許権濫用
 - ▶ 独禁法21条に関する判示もある
 - * 事実認定・当てはめ？
 - * 知財高判令和4年3月29日（未登載）